



一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)

お問合せ先 糸満市くらしのサポートセンターきづき
〒901-0392
糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎5階)
TEL 兼 FAX:098-840-8182

住居を持たない方に衣食住を提供します。

いろいろな事情で住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、就職に向けた活動を条件に、一定期間(原則3ヶ月)、宿泊場所や衣食を提供します。※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

対象者の要件

※以下のすべてに当てはまる必要があります。

※ただし、糸満市が緊急性等を勘案し、支援が必要と認められる場合は支援対象となります。

(1) 申請者及び申請者と同一の世帯属する者の収入の合計額が次の基準額以下であること。

※ここでいう収入には、雇用保険失業給付、年金等の公的給付、児童扶養手当等の各種手当も含まれます。

世帯数	収入基準額(月收入)
1人	110,000円(基準 78,000円+家賃上限 32,000円)
2人	153,000円(基準 115,000円+家賃上限 38,000円)
3人	181,000円(基準 140,000円+家賃上限 41,000円)
4人	216,000円(基準 175,000円+家賃上限 41,000円)
5人	250,000円(基準 209,000円+家賃上限 41,000円)
6人	287,000円(基準 242,000円+家賃上限 45,000円)

(2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の金額以下であること。

※債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等の保有については、要件に含みません。

世帯数	金額	世帯数	金額
1人	468,000円	3人	840,000円
2人	690,000円	4人	1,000,000円

支援の内容

宿泊場所の供与及び食事の提供。必要に応じて、衣類や下着等の提供。求職活動等で自立に向けた支援を行います。

支援期間

原則3ヶ月間

費用

無料

支援の流れ

1. 糸満市くらしのサポートセンターきづきへ来所、現在の生活・経済状況についてご相談いただきます。



2. 申請者と相談員が協働で支援計画(プラン)を作成し、一時生活支援事業の利用申請を行います。



3. 施設利用が可能かどうか所内で検討会議を行った後、支援計画が適切であるかどうか複数の関係者が参加する支援調整会議において確認・調整を行います。



4. 支援調整会議をもとに糸満市が支援決定(要件の確認)を行い、支援を開始します。



5. 就職活動の支援や、転居先を探す支援を行いながら、自立を目指します。

申請時に必要なもの

1. 一時生活支援事業利用申込書 (糸満市くらしのサポートセンターきづきにあります)
2. 同意書 ()
3. 資産収入申告書 ()
4. 本人確認書類 (運転免許証等)
5. 収入関係書類 (申請者及び申請者同一の世帯に属する者の収入がある者について収入が確認できる書類)
6. 金融資産関係書類 (申請者及び申請者同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等)
7. 印鑑